

働き方改革 関連法

対応実務徹底解説 セミナー

日時 10月11日(木) 14:00~17:00

会場 名古屋商工会議所会議室 **定員** 30名

参加費 1社5,400円(後日、90分の個別無料相談付き)

セミナー概要

私たち中小企業の「働き方」が大きく変わることが予測される「働き方改革関連法」が2019年より順次開始となります。働き方改革関連法は、①有給休暇の取得義務化②罰則付きの時間外労働の上限規制③月60時間以上の時間外労働に対する賃金の割増率の変更(50%以上)④高度プロフェッショナル制度の創設⑤不合理な待遇差の解消⑥待遇に関する説明義務など、非常に大きな法改正が目白押しです。

セミナーでは、人事労務のプロである社会保険労務士が改正法のもたらす影響を労働時間法制の変更にとって、就業規則の変更などのその実務対応と対応がされなかった時のリスクを徹底的に解説させていただきます。後日、無料相談にて、個別の問題点を明らかに致します。



講師:社会保険労務士
久野勝也

主催
問合せ

社会保険労務士法人とうかい

小牧事務所 : 愛知県小牧市常普請2丁目74番地堀尾ビル2F
多治見事務所: 岐阜県多治見市太平町6丁目19番地SMCビル2F

TEL:0572-26-8823
セミナー担当まで

詳しくは裏面をご確認ください

働き方改革関連法でこう変わる！労働時間法制！

現在

法律上は、残業時間の上限がありませんでした。

労働者が自ら申し出なければ、年休を取得できませんでした。

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は50% 中小企業は25%

将来

法律で残業時間の上限を定め、これを超える**残業はできなくなります。**

使用者が労働者の希望を聞き、希望を踏まえて時季を指定。**年5日**は取得していただきます。

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに**50%**
※中小企業の割増賃金率の引き上げ

※一部抜粋しています。

セミナー内容

第1部 講師 社会保険労務士法人とうかい 久野勝也

働き方改革関連法で変わる時間管理

- 残業時間の上限規制と勤怠管理
- 年次有給休暇の取得義務化を管理の方法
- 割増率アップの落とし穴と管理方法

第2部 講師 社会保険労務士法人とうかい 久野勝也

これからの就業規則と実務対応

- 就業規則改訂のポイント
- 今後必要となる書式
- 周知の方法とスケジュール

第3部 講師 麩城エフピー・アイ 代表取締役 荒木義男

法改正後の企業のリスクと対応方法

- 今後考えられる企業リスク
- 労働時間管理と使用者責任

第4部

質疑応答

講師: 社会保険労務士法人とうかい 久野勝也
麩城エフピー・アイ 代表取締役 荒木義男

WEB 申込



FAX 申込 :0572-26-8827

会社名		代表者氏名	
会社住所		TEL	
		FAX	
E-MAIL	@		
参加者氏名 1人目 (ご連絡担当者)		参加者氏名 2人目	

主催
問合せ

社会保険労務士法人とうかい

小牧事務所 : 愛知県小牧市常普請2丁目74番地堀尾ビル2F
多治見事務所 : 岐阜県多治見市太平町6丁目19番地SMCビル2F

TEL:0572-26-8823

セミナー担当まで